

バリアフリー施策における最近の動向

1 高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の改正

高齢者や障害者の外出・移動の自由を保障するため、公共施設や建築物のバリアフリー化に対するニーズが高まっていることから、基準の見直しおよび追加がなされた。特に「トイレ」「駐車場」「劇場等の客席」に関して、より具体的で実効性のある基準が求められており、以下のように改正。

（令和 6 年 6 月 21 日公布、令和 7 年 6 月 1 日施行）

◆便所の設置数（見直し）

改正前	改正後
建築物に1以上	①不特定多数利用便所を階の階数に相当する数以上設置 ②不特定多数利用便所を設ける階ごとに、車椅子使用者用便房を1以上設置 ※床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階は別途規定

◆車椅子使用者用駐車施設の設置数（見直し）

改正前	改正後
建築物に1以上	200台以下の駐車場 ⇒ 全体の2%以上 201台以上の駐車場 ⇒ 全体の1%+2以上

◆劇場等の客席に係る車椅子使用者用部分の基準創設

改正前	改正後
義務基準なし	400席以下の劇場等 ⇒ 2以上 401席以上の劇場等 ⇒ 全体の0.5%以上 ※劇場等：劇場、観覧場、映画館もしくは演芸場または集会場もしくは公会堂

この改正にあわせ、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）および練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成 22 年 3 月練馬区条例第 16 号）の一部を改正。（床面積が 1,000 ㎡未満の建築物においても、車椅子使用者用便房が 1 以上設置されるよう、基準を整理。） ※令和 7 年 6 月 1 日施行

2 バリアフリー法に基づく基本方針における第 4 次目標について（中間とりまとめ）

令和 8 年度を開始年度とする第 4 次整備目標の策定に向けて、さらなるバリアフリー化の推進を目的とした新たな指針の検討がなされ、中間とりまとめが公表されている。ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、数値目標の引き上げや対象範囲の拡大等の見直しを行っている。

◆主要課題と新たな視点

- ・地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくり
- ・心のバリアフリーの推進（外見からは分かりづらい障害への対応など）
- ・ICT 活用と当事者参画の強化

◆ 具体的な数値目標の引き上げ

- ・鉄道ホームドアの設置目標：4000 番線に拡大
- ・ホームの段差・隙間の縮小
- ・障害者対応型券売機や拡幅改札口の設置率向上（拡幅改札口は 100%設置を目指す）

◆建築物の目標（案）

- ・2,000 m²以上の国等の公共特別特定建築物（公立小学校等を除く）の建築工事のうち、着工前の段階で当事者参画を実施した工事の割合：原則 100%

→国土交通省においても、バリアフリーの設計のガイドライン「建築設計標準」において、「別冊 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」をまとめ、建築プロジェクトにおける当事者参画の自発的な実施を促進させている。

◆心のバリアフリー の目標（案）

- ・「障害の社会モデル」の理解度：約 60%
- ・障害のある人へ支援をしようとする人の割合：原則 100%
- ・多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合：原則 100%

3 東京都令和 7 年度福祉のまちづくり事業

- (1) 当事者参画で進める UD の施設づくり講演会 令和 7 年 9 月ごろオンライン配信
- (2) 心の BF 集中的広報事業・子ども向けバリアフリーアニメーション
 - ・子ども向け「心のバリアフリー」の学習を補助する開設動画
 - ・バリアフリー設備（公共トイレ、障害者等用駐車区画）の適正利用を促す動画
 - ・見た目ではわかりにくい障害者等への配慮、外国人へのコミュニケーションでの配慮に関する解説動画
- (3) ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業
 - 透明ディスプレイ等の機器導入に係る費用（機器導入費、音声文字化・多言語化のサービス料等）の一部を東京都が支援し、区市町村における導入を促進。